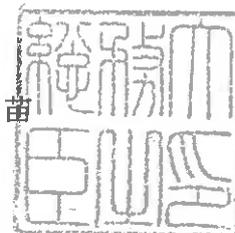


総政企第 209 号
平成 26 年 10 月 20 日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第 73 号
社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定
の変更について（諮問）

標記について、平成 26 年 10 月 1 日付け 26 文科生第 356 号により文部科学大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

あわせて、基幹統計の指定の変更に当たり、同法第 7 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

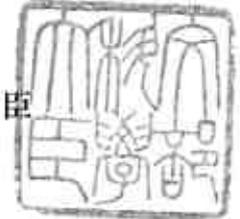


別添

26文科生第356号
平成26年10月1日

総務大臣 殿

文部科学大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

社会教育調査

主管部課	生涯学習政策局政策課調査統計企画室
事務担当者	専門調査係専門職 川瀬 成彦 電話 03-5253-4111（内線：3240） e-mail naruhiko@mext.go.jp

